

労働者家族の福祉に関する調査

(中 間 報 告)

昭和45年8月

労働省婦人少年局

調 査 の 概 要

1. 調査目的

事業場が労働者の家族に対して行なっている福利厚生などの実情をは握し、労働者家族の福祉対策の基礎資料とすることを目的とした。

2. 主な調査事項

・労働災害の補償および遺家族の援護に関する事項

災害補償、家族の雇用

・家族を対象とする福利厚生に関する事項

住宅、生活援護、生活指導、生活相談、育英・託児、医療、融資貸付金

3. 調査時期

昭和45年5月

4. 調査の範囲

全 国

5. 調査対象事業場

昭和43年1月～12月に、労働者の遺族が受給している、労災保険の遺族補償年金の支給原因となつた、労働災害により死亡した労働者、および労災保険の障害等級第1級～3級の障害補償年金を、受給している労働者が所属している事業場の中から、一定の方法により抽出した2,000事業場（回収有効数1,691）を本調査の対象事業場としたが、その産業別、規模別数は下表のとおりである。

産 業 別 事 業 場 数

総 数		林 業	漁 業	鉱 業	建設業	製造業	運輸業	電気・ガス・水道業	その他 の事業
実 数	%								
1,691	100.0	3.4	1.1	9.6	24.1	31.3	15.9	2.8	11.8

規 模 別 事 業 場 数

総 数		500 人 以 上	100 ～ 499	30 ～ 99	29 人 以 下
実 数	%				
1,691	100.0	15.8	20.6	25.8	37.8

6. 調査の方法

訪問面接調査

7. 調査機関

労働省婦人少年局

調 査 結 果

I 労働災害の補償および遺家族の援護について

1. 災 害 補 償

労働者が業務上の災害を受けた場合、国の労災保険給付以外に、災害補償（休業補償金、損害補償金、遺族補償金、退職金の増額等）を行なう事業場がかなりみられた。

- （注）1. 休業補償金とは労災保険から支給される休業補償給付（給付基礎日額の100分の60の補償）以外に事業場が支給する休業中の手当
 2. 障害補償金とは労災保険から支給される障害補償年金以外に事業場が支給する手当
 3. 遺族補償金とは労災保険から支給される遺族補償年金以外に事業場が支給する手当
 4. 退職金の増額とは被災者が、その障害や死亡により職場復帰ができず退職する時に、一般退職の場合よりも退職金を多く支給されることがある。その場合の増額分。

(1) 重度障害者の場合

重度障害者に対して事業場が独自で補償を行なつたもののうち、「災害見舞金」が62%で最も多い。次に、「休業補償金」の37%、「障害補償金」17%、「退職金の増額」13%の順である。他方、「何もしない」事業場が13%ある。（第1表）

第1表 規模別、重度障害者に対する事業場の補償の有無

		総 数		補 償 の 内 容 M. A							何もしない
		実数	%	小 計	災害見舞金	障害補償金	休業補償金	退職金の増額	その他	不 明	
総 計		225	100.0	87.1 (100.0)	(61.7)	(16.8)	(37.2)	(13.3)	(15.3)	(17.7)	12.9
規 模	500人以上	51	100.0	92.2 (100.0)	(46.8)	(17.0)	(53.2)	(25.5)	(8.5)	(10.6)	7.8
	100~499人	56	100.0	92.9 (100.0)	(65.4)	(17.3)	(40.4)	(13.5)	(17.3)	(15.4)	7.1
	30~99人	37	100.0	89.2 (100.0)	(60.6)	(12.1)	(36.4)	(6.1)	(21.2)	(30.3)	10.8
	29人以下	81	100.0	79.0 (100.0)	(70.3)	(18.8)	(23.4)	(7.8)	(15.6)	(10.9)	21.0

(1) 災害見舞金

「災害見舞金」を支給している事業場は6割強あり、その平均額は

18万円である。

金額別では5万円未満が5割強で最も多い。規模別平均額は500人以上が31万円、100～499人は12万円、30～99人は24万円、29人以下は13万円である。(第2表)

第2表 重度障害者に対する災害見舞金の支給金額

災害見舞金を支給した事業場総数	実数	%	3万円未満	3万円以上5万円未満	5～10	10～20	20～30	30万円以上	不明	平均金額
	121	100.0	38.9	13.2	9.9	14.9	24	15.8	4.9	17.7千円

(ロ) 障害補償金

「障害補償金」を支給している事業場は17%あり、その平均額は55万円である。

金額別では10万円以上30万円未満が3割で最も多い。

規模別平均額は500人以上が107万円で、29人以下の27万円に比し4倍である。

(ハ) 休業補償金

「休業補償金」を支給している事業場は37%あり、その平均額は26万円である。

金額別では10万円以上～30万円未満と、5万円未満を支給するものが各4分の1を占めている。

(ニ) 退職金の増額

「退職金」を増額支給した事業場は13%あり、増額分の平均は38万円である。

金額別では、10万円以上30万円未満が38%で最も多い。

(2) 死亡者の場合

被災労働者が死亡した場合、災害補償を行なった事業場のうち、「弔慰金」を支給したものが90%で最も多く、次いで「社葬」の実施51%、「葬祭料」の支給47%、「遺族補償金」の支給30%、「退職金」の増額支給19%の順である。

規模別には、各規模とも、その9割前後が「弔慰金」を支給し、4割

以上が、「葬祭料」を支給している。(第3表)

第3表 規模別死亡者に対する事業場の災害補償の有無

		総 数		災 害 補 償 の 内 容 M. A							何もし ていな い
		実数	%	小 計	遺 族 補償金	弔慰金	葬祭料	社 葬	退職金 の増額	その他	
総 計		1466	100.0	954 (100.0)	(29.5)	(89.8)	(47.0)	(50.9)	(18.9)	(16.5)	4.6
規 模	500人以上	215	100.0	98.6 (100.0)	(41.0)	(93.9)	(47.2)	(74.5)	(33.0)	(14.6)	1.4
	100~499人	294	100.0	95.2 (100.0)	(30.7)	(90.7)	(46.8)	(60.0)	(29.3)	(15.7)	4.8
	30~99人	399	100.0	96.0 (100.0)	(29.0)	(89.6)	(49.1)	(52.5)	(15.1)	(15.7)	4.0
	29人以下	558	100.0	93.7 (100.0)	(24.7)	(87.8)	(45.5)	(35.2)	(11.3)	(18.4)	6.3

(1) 遺族補償金

「遺族補償金」を支給している事業場は3割あり、その平均額は115万円である。

金額別では100万円以上200万円未満と50万円以上100万円未満とが各4分の1を占めている。

規模別には、大規模ほど支給額が多く、500人以上では150万円、29人以下(81万円)の約2倍である。(第4表)

第4表 規模別死亡者に対する遺族補償金

		遺族補償金 を支給した 事業場総数		10 万 円 未 満	10万 円以上 30万 円 未 満	30 ~ 50	50 ~ 100	100 ~ 200	200 ~ 300	300 ~ 500	500 万 円 以 上	不 明	平 均 金 額
		実 数	%			50	100	200	300	500			千円
総 計		413	100.0	4.4	15.0	12.3	23.0	24.7	8.2	8.5	2.4	1.5	1,154
規 模	500人以上	87	100.0	3.5	12.7	10.3	14.9	33.3	9.2	11.5	4.6	—	1,495
	100~499人	86	100.0	5.8	10.5	7.0	25.6	26.7	11.6	7.0	3.5	2.3	1,230
	30~99人	111	100.0	2.7	13.5	11.7	30.7	18.9	7.2	11.7	2.7	0.9	1,217
	29 人以下	129	100.0	5.4	20.9	17.8	20.2	22.5	6.2	4.7	—	2.3	812

(ロ) 弔 慰 金

「弔慰金」(香典もふくむ)を支給した事業場は、他の補償項目に比し最も多く、90%である。平均額は35万円であり、金額別には10万円未満と10万円以上30万円未満が各3割をこえて多い。

規模別には、規模が大きいくほど支給額も高く、500人以上では70万円、29人以下(22万円)の3倍強である。(第5表)

第5表 死亡者に対する弔慰金の支給金額

弔慰金を支給 した事業場総数	10 万円 未満	10万 以上 30万 円未 満	30 ～ 50	50 ～ 70	70 ～ 100	100 ～ 300	300 ～ 500 万円 以上	500 万円 以上	不明	平均金額
実数	割合									
1,255	100.0	36.2	33.6	9.1	6.5	2.6	10.1	0.9	0.4	0.6
										35.3 千円

(ハ) 葬 祭 料

「葬祭料」を支給している事業場は47%であり、平均額は17万円である。

金額別では10万円以上20万円未満と、20万円以上を支給したものが各3割を占めている。

規模別平均額は、30人以上の各規模では約20万円、29人以下は14万円である。

(ニ) 社葬の実施

「社葬」を行なった事業場は51%である。

規模別には、大規模ほど社葬を行なった率が高く、500人以上ではその74%を示し、29人以下では、行なったものが33%である。

(ホ) 退職金の増額

「退職金」を増額支給した事業場は19%であるが、その増額分の平均は28万円である。金額別では、30万円未満が66%で過半数を占める。

規模別には、各規模とも30万円未満が6～7割を占めて多い。

2. 労災家族の雇用

労働災害で死亡したり重度障害を受けた当該事業場の労働者の家族を雇

用した事例のある事業場は16%である。

規模別にみると、大規模ほど多く、500人以上の事業場では34%である。

産業別には、鉱業が多い(31%)、なお、雇用したものの内訳は、妻が一番多い(73%)。(第6表、第7表)

第6表 規模別労災家族の雇用の有無

		総 数		雇用した	雇用しな かつた
		実 数	%		
総 計		1,691	100.0	15.8	84.2
規 模	500人以上	268	100.0	34.3	65.7
	100~499人	349	100.0	14.6	85.4
	30~99人	436	100.0	13.3	86.7
	29人以下	638	100.0	10.3	89.7

第7表 雇用された家族の内容

総 数		M. A			
実 数	%	妻	息 子	娘	その他
267	100.0	72.7	20.6	9.7	12.7

II 通勤途上の災害について

労働者が通勤(出勤・退勤)の途上で災害を被つた場合、現在の労災保険制度においては、特別な事情があるものを除き、一般的には災害補償の対象とはならない。しかし、事業場としては、通勤途上の災害についても、業務上の災害の場合と同様の取扱いをするものがみられ、行き帰りとも業務上またはこれに準ずる取扱いをするもの18%、出勤途上のみ業務上またはこれに準ずる取扱いをするもの8%で、合せて26%となつている。(第8表)

通勤途上の災害を業務上の災害の場合と同様または、これに準じて取り扱う具体的な措置の内容については、「災害見舞金」の支給を行なうものが最も多く80%で、「葬祭料」の支給57%、「休業補償金」の支給54%、

「医療費」の支給52%の順になつている。(第9表)

第8表 通勤途上災害の取扱い内容

	総 数		私傷病扱い	業務上または業務上に準ずる扱い			不 明
	実 数	%	行き・帰り と	小 計	行き・帰り と	行 き の み	
	1,691	100.0	62.4	26.2	18.4	7.8	11.4

第9表 通勤途上災害の補償等の種類

M・A

	行き帰りとも業務上またはこれに準じて取扱い事業場総数		I 災害見舞金の支給	II 災 害 補 償			
	実 数	%		医療費の支給	休業補償金の支給	障害補償金の支給	遺族補償金の支給
	443	100.0	79.5	52.1	54.2	38.1	40.6
	行き帰りとも業務上またはこれに準じて取扱い事業場総数		III 葬祭料の支給	IV 社葬・慰霊祭の実施	V 退職金の増額	VI 退職期間を退職金の算定基礎に入れる	
	実 数	%					
	443	100.0	56.7	28.0	21.9	41.3	

III 家族を対象とする福利厚生について

住 宅

これらの事業場のうち、社宅を設置しているものは46%である。

労働者が死亡した場合、その家族がいつまで社宅に住んでいることができるかについては、業務上死亡家族の方が、業務外死亡家族よりも居住限度が長い。設問の居住期間以外に、“その他”を答えた事業場が約半数あ

るが、その主な内容は、“特に規定がない”。“ケースバイケースで考える”などである。(第10表)

第10表 規模別住宅対策の有無

		総 数		社 宅		住 宅 手 当			持家対策	
		実 数	%	あ り	な し	あ り	な し	不 明	あ り	な し
総 計		1,691	100.0	46.1	53.9	25.3	74.7	0.0	30.6	69.4
規 模	500人以上	268	100.0	88.1	11.9	33.2	66.4	0.4	76.5	23.5
	100~499人	349	100.0	64.8	35.2	35.5	64.5	—	44.1	55.9
	30~99人	436	100.0	42.2	57.8	25.7	74.3	—	20.6	79.4
	29人以下	638	100.0	20.8	79.2	16.0	84.0	—	10.7	89.3

第10表-2 業務上、業務外死亡家族の社宅への居住限度

	社宅有り事業場 総 数		1ヶ月 未 満	1ヶ月 以上 3ヶ月 未 満	3 ~ 6	6ヶ月 以 上	その他	不 明
	実 数	%						
業 務 上 死 亡 家 族	779	100.0	10.6	12.6	13.1	12.1	50.1	1.5
業 務 外 死 亡 家 族	779	100.0	15.2	16.2	13.6	6.4	46.7	1.9

2. 生活指導

これらの事業場の3分の1が、何らかの形で労働者の家族に対する生活指導を実施している。

その主なる内容は、“家庭向け広報紙等の発行”22%、“産業災害防止のための懇談会開催”15%、“職場見学の実施”14%などである。

3. 生活相談

これらの事業場の39%が、生活一般に関する相談を、在籍労働者家族に対して行なっている。業務上死亡の労働者家族については34%、業務外死亡の家族については25%の事業場が実施している。(第11表)

産業別には鉱業にその割合が高い。

(注) 生活相談とは、従業員家族の育児・教育問題、家族の人間関係、その他生活一般に関する相談をいう。

第 1 1 表 生活相談実施の有無

	総 数		在籍従業員家族		業務上死亡者家族			業務外死亡者家族		
	実 数	%	あ り	な し	あ り	な し	不 明	あ り	な し	不 明
	1,691	100.0	39.0	61.0	34.4	65.5	0.1	25.2	74.6	0.2

4. 育英・託児

在籍労働者の子弟のために奨学金制度をもっている事業場数は9%と1割にみたない。

業務上や業務外で死亡した労働者の子弟に対する奨学金制度も非常に少なく、前者が3%、後者が2%となつている。

規模別にみると、いずれも規模の大きいところほど多くなつている。

奨学金の支給状況について、高校生と大学生をみると、在籍労働者子弟については、高校生は3,200円、大学生は5,500円であり、業務上死亡したものの子弟に対する支給は、高校生で5,000円、大学生で6,000円である。(第12表)

第 1 2 表 奨 学 金 制 度 の 有 無

	総 数		在籍従業員の子弟		業務上死亡		業務外死亡	
	実 数	%	あ り	な し	あ り	な し	あ り	な し
	1,691	100.0	9.3	90.7	3.4	96.6	2.1	97.9

次に、労働者の子弟で親元をはなれて勉学するものために、学生寮を設けている事業場は4%あり、大規模事業場に多い。

この学生寮を業務上や業務外で死亡した労働者の子弟も利用出来るか否かをみると、業務上死亡労働者の子弟の場合は、その6割弱、業務外の場合は4割強の事業場が利用を認めている。(第13表)

第 13 表 育英・託児施設の有無及び利用の可否

	総 数		あ り							なし
			小 計	業務上死亡			業務外死亡			
	実数	%		可	否	不明	可	否	不明	
託児施設	1,691	100.0	2.0 (1000)	(697)	(273)	(3.0)	(606)	(364)	(3.0)	980
学 生 寮	1,691	100.0	4.2 (1000)	(577)	(423)	—	(465)	(535)	—	958

5. 医 療

事業場の医療施設については、“有る”ものが半数であり、規模別には大規模に“有る”ものが多い。施設の主なものは、指定病院3割、医務室、診療所が夫々1割などである。

これらの施設は、いずれも業務外死亡家族よりも業務上死亡家族の利用が多くみとめられている。

6. 融資貸付金

事業場の50%が労働者に対して貸付金制度を設けている。なかでも一般貸付金が74%と一番多く、次に住宅貸付金57%、結婚貸付金31%の順に多い。一方業務上や業務外で死亡した労働者の家族に対する貸付金融資を行なうものは非常に少なく5%にみたない。(第14表)

第 14 表 貸付金制度の有無

	総 数		あ り M.A							なし
	実数	%	小 計	住 宅 貸付金	結 婚 貸付金	一 般 貸付金	業務上死 亡者の家 族の貸付 金	業務外死 亡者の家 族の貸付 金		
	1,691	100.0	4.2 (1000)	(57.3)	(30.5)	(73.8)	(4.9)	(2.1)	504	

労 災 保 険 に つ い て

政府が管掌する労働者災害補償保険の保険給付は、療養補償給付、休業補償給付、障害補償給付（障害補償年金および障害補償一時金）、遺族補償給付（遺族補償年金および遺族補償一時金）、葬祭料および長期傷病補償給付である。ここでは、遺族補償年金、葬祭料および障害補償年金等について、参考まで略記する。

1. 遺族補償年金とは、労働者が業務上死亡した場合、その死亡当時死亡労働者の収入によつて、生計を維持していた労働能力がないとみなされる遺族に対して支給される給付であつて、その額は遺族の数に応じて、給付基礎年額の30～50%である。
2. 葬祭料とは、労働者が業務上死亡した場合にその葬祭の費用にあてるため、葬祭を行なう者に支給される給付であつて、その額は3万5千円に給付基礎日額の30日分相当額を加えた額である。
3. 障害補償年金とは、労働者の業務上の負傷や病気が治つたあと、身体に一定の障害が残つたとき支給される給付のうち、障害の程度が比較的重いとき（障害等級第1級～7級）に支給される年金であつて、その額は障害の程度に応じて給付基礎日額の240日分～100日分である。

今回の調査では、障害補償年金の受給者については、障害等級第1級～3級の障害補償年金を受けている労働者が所属している事業場に限つた。この等級に該当するものは、例えば、両眼または一眼失明、半身不随、上両肢または両手の手指全部喪失等のため、労働能力をほとんど失つたものであつて、年金として、給付基礎日額の240～188日分が支給される。

上記の保険給付の額については労働者災害補償保険法の改正の結果、昭和45年11月以降は下記の通り改められる予定である。

- ・遺族補償年金 遺族の数に応じて、給付基礎年額の30%～60%
- ・葬 祭 料 6万円に給付基礎日額の30日分相当額を加えた額
- ・障害補償年金 障害等級第1級～3級者は給付基礎日額の280日～219日分

さらに、労災保険の保険施設の一つとして労災就学援護費が新設され、主と

して次のものを支給対象者として、下記により、45年11月以降、労災就学
援護費が支給されることとなる予定である。

イ 遺族補償年金を受ける権利を有する者、またはその者と生活を同じくし
ている子

ロ 障害等級第1級～3級までの障害補償年金を受ける権利を有する者、ま
たはその者と生計を同じくしている子

なお、支給額は次のとおりである。

小学生1人1月につき1,000円、中学生1人1月につき1,500円、高校
生1人1月につき2,500円、大学生1人1月につき5,000円。